

## 健保医の固定資産税減免は違法

間瀬 辰男

### 1 市の財政改革で行うべきことは何か

公的債務の膨張が我々の生活を脅かす恐れがヒシヒシと迫っている。横浜市も例外ではない。債務の削減をどうするかについて、我々も真剣に考える時機に来ている。我々個人が借金を減らす方法は、収入を増やすか、支出を減らすかである。このことは政府、自治体においても変わらない。しかし、政府、自治体が収入を増やすということは、即ち増税である。政府、自治体が収入を増やすことは、我々が自分で使えるお金が減ること、我々の収入が減ることと表裏の関係にある。役人に金を持たせるとろくなことがないのは歴史が証明するところである。それ故、財政改革は増税ではなく、歳出削減で行うべきであるというのが識者の指摘するところである。ところで、増税でなく収入を増やす方法もあることを本稿で明らかにしたいと思う。

### 2 違法な減免廃止で税収を増やす

知っている人はいないと思うが、横浜市では毎年2億5千万円もの固定資産税を健康保険指定医には減免している。私は平成15年10月にこのことの違法性について横浜市に陳情の形式で指摘したが市は馬の耳に念仏のような返事をよこした。ところが、私が市に指摘したのと同じ趣旨の最高裁判例が昨年7月に出されたのである。

#### (1) 減免の理由は何か

固定資産税の減免について地方税法第367条は「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認めるもの者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定めている。これを読むと、支払が困難な者が減免の対象と読むのが素直な読み方である。ところが、横浜市は「その他特別

な事情がある者」について、市税条例（議会が制定）第62条第1項第3号として「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産を減免することができる」としたのである。ここでは2つの意味においておかしいところがある。まず、税法が予定している減免は担税能力、つまり、支払い能力の有無である。もうひとつは、「者」を主体としているのに「固定資産」という「物」に主体がすり替わっている事である。そのうえ、市長が制定した市税条例施行規則（市長が制定）というもので「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産」として「健康保険法の登録を受けた医師が所有・経営する病院などの家屋」を減免の対象としているのである。この理由について、横浜市は先の陳情に対し「健康保険制度の公益性を考慮し、その確立を支援するため」と私に回答してきている。

#### (2) 減免のどこが変か

##### ア 規則そのものが違法である

前記で指摘したように、地方税法第367条の読み方として「公益」が入るのはおかしいということと同趣旨の判例（千葉地裁平成12年12月20日判決平成10年（行ウ）第71号固定資産税免除違法住民訴訟事件）がある。この判決によれば、「地方税法第367条による固定資産税の減免は、客観的にみて納税義務者の担税力が著しく減少している場合に行われることが予定され、公益上の観点から固定資産税の減免を行う場合でも、当該固定資産がその性質上担税力を生み出さないような用途（道路、公園など）に使用されている場合など、租税負担の公平の観点からみて減免を相当とする程度の強い公益性がある場合に限り行うことができると解すべきである」とした。

さらに、前記の最高裁判所の判例（最高裁平成17年7月15日判決平成14年（行ヒ）第207号勸告取消等請求事件）では、私が横浜市に請願で指摘したと全く同じことを公知の事実と断定しているのである。判決では「国民皆保険制度が採用されている我が

国においては、健康保険、国民健康保険などを利用しないで病院で受診するものはほとんどなく、保険医療機関の指定を受けずに診療行為を行う病院がほとんど存在しないことは公知の事実であるから、保険医療機関の指定を受けることができない場合には、實際上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになる」と述べている。そうすると、「健康保険制度の公益性を考慮し、その確立を支援するため」という理由は、理由にならないことになる。そうすると、よって立つ理由が成り立たなければ規則自体が無効となり、無効の規則に基づく減免は違法となる。

#### イ 減免手続も違法に行われている

横浜市市税条例第62条2項によれば「固定資産税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に申請しなければならない」と定められている。固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税される税である（地方税法第359条）。そうすると、毎年分ごとに納期があるのであるから、毎年申請しなければならない。ところが、横浜市はこれを面倒臭いという理由で局長通達によって条例を無視して省略している。生活保護家庭などは毎年申請させているのに如何にも横暴であると言わなければならない。申請のないものを減免することは条例違反で無効で課税すべきであり、税の賦課を怠る違法行為となる。

#### 3 こんなに明白なことでも住民訴訟でしか直らないのか

私が、このような悪質な税の減免があるのを知ったのは、本会報第30号で書いた「サクラの木は残った」に関わった際、緑地保全と固定資産税減免との関係を調べている時に偶然見つけたものである。

私は、本稿によって横浜市が自主的に改めてくれ、偶然の発見の成果が実現すること願うものである。こんなアホらしいことで住民訴訟をするのは、気が楽といえば楽だが、道理を理解できない馬鹿を相手に喧嘩するのも気が重いものである。

